

「“海ごみゼロおおさか” 未来創造プロジェクト」に関する事業連携協定書

大阪府環境農林水産部（以下「甲」という。）と国立大学法人大阪大学大学院工学研究科（以下「乙」という。）、古野電気株式会社（以下「丙」という。）（以下総称して「関係者」という。）は、以下の目的のため、次の通り事業連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、G20 大阪サミットにて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」で示されている「2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロをめざす」社会の実現に向けて、「おおさか海ごみゼロプラン（大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画）」を推進するため、関係者が相互に連携して取り組み、大阪湾へのプラスチックごみ流入ゼロに資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 関係者は、前条の目的を達成するため、本協定に関する以下の事項について意見・情報交換を実施するとともに、関係者それぞれが合意した事項について連携・協力し、柔軟に取り組むものとする。

- （1） 大阪湾に流入する「プラスチックごみ量」の実態把握に向けた、大和川等の府内河川を対象とした調査研究の実施に関すること
- （2） （1）の取り組みの情報発信及び住民等への啓発に関すること
- （3） その他、本協定の目的に資する事業に関すること

（秘密保持）

第3条 関係者は、本協定での活動の中で他の関係者から開示された情報及び相互連携の結果得られた情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、本協定参加中はもとより、本協定終了後及び脱退後も第三者に開示・漏洩しないものとする。ただし、以下各号に該当する場合は秘密情報から除外する。

- （1） 開示された時に、既に公知であった情報、又は既に受領者が保有していた情報
- （2） 開示された後、受領者の責によらずに、公知となった情報
- （3） 受領者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
- （4） 開示された情報によらずに受領者が独自に開発した情報
- （5） 関係者間で秘密情報として扱わないことを確認した情報

2 関係者は、秘密情報を第1条で定める目的の範囲内でのみ使用することができる。

（知的財産）

第4条 本協定での活動に関連して生じた知的財産の取り扱いについては、別途、関係者間で協議して定めるものとする。

（費用）

第5条 関係者が本協定に基づき活動する際に生じる費用は、関係者それぞれが独自に負担とするものとする。

（活動内容）

第6条 関係者は、本協定の目的達成のため、定例会を開催し情報交換・共有の場を設けるものとする。

2 本協定の活動により、一部又は全部の関係者間で行われた取り組みについては、当該取り組みに参加した関

係者間で協議の上、公表することができるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は本協定書を締結した日から1年間とし、期間満了までに関係者から申し出が無い限り、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以降もまた同様とする。

(協定の変更及び解除)

第8条 関係者のうちいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、その都度、関係者で協議の上、必要な改定を行うものとする。

2 関係者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 関係者のいずれかが反社会的勢力と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 関係者のいずれかに対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 関係者のいずれかの信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって関係者のいずれかに損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、関係者間で協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、正本3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年2月18日

【甲】大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府

環境農林水産部長

【乙】大阪府吹田市山田丘2-1

国立大学法人大阪大学大学院

工学研究科長

【丙】兵庫県西宮市芦原町9-52

古野電気株式会社

執行役員 経営企画部長